（法第十条第二項第三号の国土交通省令で定める特別の事情がある場合）

第十二条　法第十条第二項第三号の国土交通省令で定める特別の事情がある場合は、同条第一項の規定による認可の申請に係る運送の性質上、当該運送の役務の対価としての運賃と当該運送の役務以外の役務又は特別に生ずる費用に係る料金とを区分して収受することが困難であるものと国土交通大臣が認める場合とする。

（法第二十四条の四第一項の国土交通省令で定める基準）

第十四条　法第二十四条の四第一項の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　保有する全ての事業用自動車を収容し、かつ、当該事業用自動車の点検及び整備を適切に行うために十分な規模の自動車車庫を有すること。

二　第三条の六第二号に規定する保険料等を納付していること。

三　第三条の六第三号に規定する支払能力を有すること。

第十五条　削除

第三章　特定貨物自動車運送事業

（輸送の安全の審査）

第二十一条の二　第三条の四の規定は、法第三十五条第一項の許可の申請が同条第三項第一号に掲げる基準に適合するかどうかを審査する場合について準用する。

（法第三十五条第三項第二号の国土交通省令で定める事項）

第二十一条の三　法第三十五条第三項第二号の国土交通省令で定める事項は、第三条の五各号に掲げるものとする。

（事業の遂行能力の審査）

第二十一条の四　第三条の六の規定は、法第三十五条第一項の許可の申請が同条第三項第三号に掲げる基準に適合するかどうかを審査する場合について準用する。

（添付書類）

第二十二条　法第三十五条第四項において準用する法第四条第三項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

一　第三条第一号から第三号まで、第五号及び第六号（ロを除く。）、第七号又は第八号（イを除く。）並びに第九号に掲げる書類

二　（略）

（法第三十五条第六項において準用する法第二十四条の四第一項の国土交通省令で定める基準）

第二十五条の二　法第三十五条第六項において準用する法第二十四条の四第一項の国土交通省令で定める基準は、第十四条各号に掲げるものとする。

第四章　貨物軽自動車運送事業

（法第三十六条第二項において準用する法第二十四条の四第一項の国土交通省令で定める基準）

第三十三条の二　法第三十六条第二項において準用する法第二十四条の四第一項の国土交通省令で定める基準は、第十四条各号に掲げるものとする。

第十二条　削除

（新設）

第十四条及び第十五条　削除

第三章　特定貨物自動車運送事業

（新設）

（新設）

（新設）

（添付書類）

第二十二条　法第三十五条第四項において準用する法第四条第三項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

一　第三条第一号、第三号、第五号及び第六号（ロを除く。）、第七号又は第八号（イを除く。）並びに第九号に掲げる書類

二　（略）

（新設）

第四章　貨物軽自動車運送事業

（新設）